

北栄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年北栄町条例第151号。以下「条例」という。)第4条の規定により、人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

平成23年10月28日

北栄町長 松本 昭夫

1 職員の任免及び職員数に関する状況(条例第3条第1号)

(1) 職員の採用の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日) 単位:人

区分	競争試験			選考			計
	男性	女性	計	男性	女性	計	
職種							
事務	1	6	7	-	-	-	7
技師	-	-	-	-	-	-	0
再任用職員	-	-	-	-	-	-	0
計	1	6	7	0	0	0	7

(2) 職員の退職の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日) 単位:人

区分	一般行政職		技能労務職		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
定年退職	3	1	-	-	3	1	4
勸奨退職	1	4	-	-	1	4	5
早期退職	-	-	-	-	-	-	-
普通退職	1	-	-	-	1	-	1
分限免職	-	-	-	-	-	-	-
懲戒免職	-	-	-	-	-	-	-
失職	-	-	-	-	-	-	-
死亡退職	-	-	-	-	-	-	-
計	5	5	-	-	5	5	10

(3) 部門別職員数の状況(平成23年4月1日) 単位:人

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	平成22年度	平成23年度		
一般行政部門	議会	3	3	
	総務	29	29	
	税務	10	10	
	民生	55	55	
	衛生	15	17	2
	農林	10	10	
	商工	4	4	
	土木	6	7	1
小計	132	135	3	
特別行政部門	教育	25	23	△2
	消防	-	-	
	小計	25	23	△2
公営企業会計	水道	4	4	
	下水道	7	7	
	その他	6	7	1
	小計	17	18	1
合計	174	176	2	

※職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員及び非常勤職員を除いています。

(4) 級別男女別職員数の状況(平成23年4月1日)

1級			2級			3級			4級		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
7	22	29	12	20	32	31	31	62	15	19	34
5級			6級			合計					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計			
10	8	18	1	0	1	76	100	176			

2 職員の給与の状況(条例第3条第2号)

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

金額の単位は千円

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B)/(A)	平成21年度人件費率
平成22年度	16,025人	8,286,477	145,755	1,315,798	15.9%	17.7%

※住民基本台帳人口は平成23年3月31日現在です。

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

金額の単位は千円

区分	職員数(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	1人当給与費(B)/(A)
平成22年度	157人	582,628	76,839	216,296	875,763	5,578

※職員手当には退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成23年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
297,776円	334,911円	39.8歳

(4) 職員の初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	町		国		4月1日採用人数
	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	
一般行政職	140,100円	172,200円	140,100円	172,200円	13人
技能労務職	—	—	—	—	—

※4月1日の採用人数には、県への交流派遣を解除した職員を含みます。

(5) 国との給料月額の水準比較(ラスパイレス指数)の状況

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
95.7	95.8	94.7	96.2

※ラスパイレス指数は、国を100とした場合の割合を示す指標です。100より大きいと平均給料が国を上回り、100より小さいと国を下回っていることを表します。

(6) 級別職員数の状況

(平成23年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任係長	課長補佐	課長所長	課長所長	
職員数(人)	29	32	62	34	18	1	176
構成比(%)	16.5	18.2	35.2	19.3	10.2	0.6	100.0

※町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(7) 職員手当の状況 (平成23年4月1日現在)

名称	手当の内容及び手当額					
	区分	町	国			
扶養手当	配偶者	13,000円	13,000円			
	配偶者以外の扶養親族	6,000円	6,000円			
	扶養親族でない配偶者がある場合の1人の子	6,500円	6,500円			
	配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人	11,000円	11,000円			
	満16歳から満22歳までの子に対する加算	5,000円	5,000円			
住居手当	住宅を借り、家賃を支払う職員に支給(支給上限額は27,000円)					
通勤手当	交通機関等利用者には運賃相当額を、自動車等使用者には通勤距離の区分に応じて支給(支給上限額は55,000円)					
管理職手当	給料の6%から10%を支給(総務課長のみ12%)					
時間外勤務手当	平成22年度	支給総額		15,292千円		
		職員1人当たり支給年額		87,381円		
特殊勤務手当	平成22年度	支給総額		45千円		
		職員1人当たり支給年額		257円		
	手当の名称	具体的内容			支給額	
	防疫作業従事職員の特殊勤務手当	職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める1・2類感染症等の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は物件の処理作業に従事したときに支給 職員が家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条に定める家畜伝染病に汚染されている区域において行う患畜の飼育又は物件の処理作業に従事したときに支給			従事した1日につき1,000円	
	行旅死病人の救護等に従事する職員の特殊勤務手当	職員が行旅死病人の救護のため病人を護送し、又は行旅死病人の認識に関する調査その他の取扱いに従事したときに支給			従事した1回につき1,000円	
北条砂丘風力発電所電気主任技術者の代行手当	職員が電気主任技術者の不在時に電気主任技術者の業務を代行したときに支給			従事した1日につき2,500円		
期末手当 勤勉手当	町		国			
	(平成22年度支給割合)			(平成22年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.25	0.7	6月期	1.25	0.7
	12月期	1.35	0.65	12月期	1.35	0.65
	計	2.6	1.35	計	2.6	1.35
職務の級等による加算措置有			職務の級等による加算措置有			
退職手当	(支給率)	自己都合	定年・勤奨	(支給率)	自己都合	定年・勤奨
	勤続20年	23.5	30.55	勤続20年	23.5	30.55
	勤続25年	33.5	41.34	勤続25年	33.5	41.34
	勤続35年	47.5	59.28	勤続30年	47.5	59.28
	最高限度額	59.28	59.28	最高限度額	59.28	59.28
定年前早期退職特例措置有			定年前早期退職特例措置有			

(8) 特別職等の報酬等の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	月額		備考
給料	町長	721,800円	特例条例により10%カット(本給802,000円)
	副町長	597,060円	特例条例により7%カット(本給642,000円)
	教育長	556,700円	特例条例により5%カット(本給586,000円)
報酬	議長	314,450円	特例条例により5%カット(カット前報酬331,000円)
	副議長	228,000円	特例条例により5%カット(カット前報酬240,000円)
	議員	212,800円	特例条例により5%カット(カット前報酬224,000円)
期末手当	(平成22年度支給割合)		
	町長 副町長 教育長	6月期	1.45
		12月期	1.5
		計	2.95
	議長 副議長 議員	6月期	1.45
		12月期	1.5
		計	2.95

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況(条例第3条第3号)

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの/平成23年4月1日)

1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
7.75時間	8時30分	17時15分	12時から13時

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成22年1月1日～平成22年12月31日)

総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	取得率
A	B	C	B/C	B/A
6,508日	1,473日	169人	8.7人	22.6%

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

時間外休日勤務総時間数	職員一人当りの時間外・休日勤務月平均時間数
7,911時間	4.4時間

(4) 主な特別休暇の状況(平成23年4月1日)

主な特別休暇の種類	休暇の概要	付与日数・期間等	国の制度との比較
結婚休暇	職員が結婚した場合	5日以内	同じ
産前・産後休暇	女性職員が出産した場合	産前8週・産後8週	産前6週・産後8週
夏季休暇	盆等の諸行事のため	3日	同じ
ボランティア休暇	社会貢献の活動を行うとき	5日	同じ

(5) 就学部分休業の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

	一般行政職	技能労務職職	合計
制度の有無	無	無	
就学部分休業の承認件数			
就学部分休業の取消件数			

(6) 育児休業の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

	一般行政職		技能労務職職		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得件数	0	8(3)			0	8(3)

※取得件数には平成22年度以前に取得している者及び平成22年中に終了した者を含む。

※()内は平成22年度に新規取得者

(7) 旅費制度の概要

区分	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料(1夜につき)
		県外	県内	
議会の議員	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
町長、副町長、教育長				
監査委員				
農業委員会委員				
教育委員会委員				
選挙管理委員会委員				
選挙長	2,200円	10,900円	9,800円	2,200円
投票所の投票管理者				
期日前投票所の投票管理者				
開票管理者				
投票所の投票立会人				
期日前投票所の投票立会人				
開票立会人				
選挙立会人				
体育指導委員				
交通安全指導員				
財産区管理会委員				
人権教育推進員				
同和地区生活相談員				
隣保館長				
文化会館館長				
一般職				

4 職員の分限及び懲戒処分状況 (条例第3条第4号)

(1) 分限処分者数 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

内容	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			2		
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定めた事由による場合					

(2) 懲戒等処分者数 (平成21年4月1日～平成22年3月31日)

内容	戒告	減給	停職	免職	計	訓告	注意
法令に違反した場合					—		
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	3	3			—		
信用失墜行為をした場合					—		
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合					—		

5 職員のサービスの状況 (条例第3条第5号)

営利企業等従事許可の状況 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)

内容	人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合	1
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	1
報酬を得て事業又は事務に従事する場合	0
計	2

6 職員の研修及び勤務成績の評価の状況(条例第3条第6号)

(1) 研修機関における研修の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

研修名		研修期間	研修回数	参加者数	修了者数	備考
階層別研修	新規採用職員	4/19～23、9/15～17	2	11	11	
	新任課長	5/18～19	1	3	3	
	採用5年目研修	6/1～3	1	1	1	
	中堅職員	11/10～11	1	3	3	
	採用3年目研修	8/18～20	1	5	5	
能力開発	臨時職員、非常勤職員研修	4/23、10/12	2	9	9	
	政策法務講座	7/2、9/6～7	2	4	4	
	プレゼンテーション講座	11/16～17	1	2	2	
	危機管理講座	8/17	1	1	1	
	クレーム対応講座	10/26～27	1	1	1	
	自治体法務入門講座	10/28～29	1	2	2	
	キャリア開発講座	11/25～26	1	2	2	
	事例に学ぶ講座	1/7	1	2	2	
	コーチング講座	5/14、5/25	2	3	3	
その他		15	20	20		
専門研修	保育所初任保育部長研修	9/14～17	1	1	1	
	幼保連携研修	10/6～8	1	2	2	
	保健活動専門研修	1/20～21	1	1	1	
中央研修	自治体管理職のための危機管理	7/6～8	1	1	1	
	副市長村長特別セミナー	7/6～7	1	1	1	
	シニアマネージャー研修	10/6～8	1	1	1	
	議会事務	10/12～20	1	1	1	
	固定資産税課税事務(家屋)	10/12～22	1	1	1	
	市町村税徴収事務	11/10～19	1	1	1	
	市町村長特別セミナー	1/12～13	1	1	1	
高齢者福祉と介護保険	2/16～23	1	1	1		
合計			44	81	81	

(2) 職場における研修の状況

研修名	研修期間	研修回数	参加者数	修了者数	備考
新規採用職員研修	4/8	1	6	6	
新規採用職員人事評価研修	4/27	1	8	8	
人権研修	12/21、12/22	3	152	152	
接遇窓口対応	2/3	1	22	22	

(3) 職員の人事交流の状況

平成19年度から行政事務の複雑化、広域化に対処し、地方分権の進展に伴う新規行政需要に対応できる職員の養成と資質の向上等を目的に県との相互交流派遣を実施。平成22年度は、県へ2名の職員を派遣し、町へ3名の職員の受け入れを実施した。(農林省1名、県より2名の職員の受け入れを実施)

(4) 昇給への勤務成績の反映状況

その者の職務について監督する地位のある者の証明を得て行う。

(5) 人事評価制度

人材育成の観点から平成20年9月に全職員を対象とした人事評価制度の試行を開始した。10月の自己申告書をもとにした評価を実施し、中間面談を行った。また、2月の自己申告書をもとに期末面談を実施した。平成22年度についても、面談者研修、評価者研修等人事評価制度に関する研修を行うなど改善を図りながら実施。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(条例第3条第7号)

職員の健康診断の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

健康診断の種類	職員(特別職含む)		臨時的任用職員等	
	対象者	受診者	対象者	受診者
人間ドック	85	85	—	—
健康診断	93	81	157	144
計	178	166	157	144

8 職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益の保護の状況(条例第3条第1項第8号)

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

	22.3.31現在 継続件数 (A)	22.4.1～23.3.31 措置要求件数 (B)	22.4.1～23.3.31 終結件数 (C)	23.3.31現在 継続件数 (A)+(B)- (C)
一般行政職	—	—	—	—
技能労務職	—	—	—	—
計	—	—	—	—

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

	22.3.31現在 継続件数 (A)	22.4.1～23.3.31 措置要求件数 (B)	22.4.1～23.3.31 終結件数 (C)	23.3.31現在 継続件数 (A)+(B)- (C)
一般行政職	0	3	—	3
技能労務職	—	—	—	—
計	0	3	—	3